

令和3年（ネ）第194号 損害賠償請求控訴事件

控訴人 控訴人1 外5名

被控訴人 国

証拠説明書（甲A号証）

－控訴審第8準備書面に対応する証拠について－

2022年（令和4年）10月13日

札幌高等裁判所第3民事部3係 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

同 弁護士 本 橋 優 子

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 507	論文「憲法理論からみた同性婚の省察」(判例時報2515号)	写し	2022年 6月11 日	渋谷秀樹	<p>渋谷秀樹教授の本件についての意見。</p> <p>本論文は、渋谷教授が本件のために作成した意見書(甲A490)を元にしたものである。</p> <p>本論文においても、渋谷教授は、「憲法は同性間の婚姻にも異性間の婚姻と同程度に保障を与えている」と改説する旨を明らかにしている。</p>
甲A 508	2021年社会保障・人口問題基本調査<結婚と出産に関する全国調査>第16回出生動向基本調査結果の概要(抜粋)	写し	2022年 9月9日	国立社会保障・人口問題研究所	<p>国立社会保障・人口問題研究所が実施した2021年社会保障・人口問題基本調査<結婚と出産に関する全国調査>において、「結婚したら子どもを持つべき」とする旧来的な考え方への賛成・反対の割合は、調査対象の未婚者のうち男性では賛成55%：反対43.2%、女性では賛成36.6%：反対61.7%であったこと。</p> <p>婚姻が単なる二当事者間の関係ではなく、男女が共同生活を営み子を養育するという関係に法的保護を与えようとする趣旨のものであるという理解が「我が国において、歴史的、伝統的に社会に定着し、社会的承認を得ているということが出来る」(大阪地判30頁)とする大阪地判の認識が、証拠に基づかない独自のものであること。</p>
甲A 509	論文「生殖関係なき異性婚と同性婚の区別の合憲性」(法律時報94巻10号)	写し	2022年 8月	木村草太	<p>木村草太教授による大阪地判の評釈。</p> <p>生殖関係の有無に着目する大阪地判が「生殖関係なき異性カップルと同性カップルの区別」の説明に失敗しているものであることなど。</p>

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 510	論文「カップル法制の 諸構想」(レファレン ス860号)	写し	2022年 8月20 日	藤戸敬貴	<p>諸外国における同性カップルを含むカップル法制の動向。</p> <p>諸外国において導入されている法的効果を伴う「登録パートナーシップ制度」と、我が国における法的効果を伴わない「パートナーシップ」制度はまったく別個のものであるから、用語上も区別がなされるべきであること。</p> <p>国立国会図書館調査及び立法考査局が刊行する「各分野の国政課題の分析、内外の制度の紹介、国政課題の歴史的考察等、国政の中長期的課題に関する本格的な論説を掲載した月刊の調査論文集」(甲A427)である「レファレンス」誌において、諸外国における同性カップル保護の動向等が継続的に紹介されていること。</p>
甲A 511	書籍『憲法判例と裁判官の視線』(抜粋)	写し	2019年 10月10 日	千葉勝美	<p>立法裁量を前提とした法令の授益的・授権的規定の憲法14条1項適合性審査のあり方。</p> <p>国籍法違憲判決においては、国籍法3条1項が準正要件を要件として付したことにつき、その反面、非準正子には国籍の取得を認めないという立法裁量権の行使があったものとみて、当該部分を憲法の平等原則に違反するものと判断されていること。</p> <p>一般に、立法裁量が問題となる事柄に関する法律に関しても、憲法14条1項適合性審査の対象となるのは、既になされた立法裁量権の行使の結果としての法律の規定及びそれによって生じている区別取扱いであって、未だなされていない国会による立法裁量権の行使(不行使を含む。)のあり方それ自体ではないこと。</p>

以上